

回答書

回答日： 令和8年9月8日
担当課： 経営戦略課
物品番号： 第24号
物品名： ノートパソコン等一式(賃貸借)

	質疑事項	回答
1	賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、設置等)について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	契約書(案)第5条に基づき対応いたします。 (再委託または下請の禁止) 第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。
2	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
3	本件、長期継続契約との事ですが、万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点における残賃借料について別途協議頂けますでしょうか。	契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
4	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	予算減額の影響により、解約となった過去案件はございません。
5	契約書の条文において、受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
6	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料については、別途協議いただけますでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
7	物件に付保する保険は、一般的な動産総合保険(リース開始からリース終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定)への加入でよろしいでしょうか。	動産保険の加入については任意となります。 対象物件については動産保険をリース会社様ご負担にて付保してください。保険の条件等の指定はございません。本市にて保険料等の負担はできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
8	動産総合保険を付保するのはハードウェアのみで、ソフトウェアについては不付保でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。

	質疑事項	回答
9	地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
10	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
11	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	契約書(案)を添付します。
12	落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	協議することは可能ですが、契約書の提出期限内に契約書を提出いただく必要がありますので、ご留意ください。
13	本件は「機器仕様書①無償保証期間」記載の「1年間修理サービス」以外に、受注者の業務内容に保守は含まれない契約との認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
14	物件の納品・設置業務等について、物件の売主等に再委託を予定しており、受注者(リース会社)自らは直接情報セキュリティを扱う(触れる)ことがございませんので、同規定の充足は、受注者自らではなく、実際に扱う業者(物件の売主や保守会社)にて充足可能であれば、差支えないでしょうか。	再委託については、契約書(案)第5条に基づき対応いたします。既定の充足については、再委託承認の審査の中で判断いたします。 (再委託または下請の禁止) 第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。
15	契約書(案)を開示いただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
16	契約期間中の保守は本契約に含まない認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
17	本件は納入業者が指定されておりますので、受注者に納品の責任はないという認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
18	メーカーの生産遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。

	質疑事項	回答
19	過去に予算の削減又は削除によって契約を解除したことはありますか。また、中途解約がある場合、受注者が被る損害について別途協議頂くことは出来ますか。	予算減額の影響により、解約となった過去案件はございません。なお、予算減額に伴う中途解約がある場合、契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
20	満了後貴市にて離線・1カ所に集約していただいたのち、物件の引揚を行えばよろしいでしょうか。その際、エレベーターおよび台車は使用可能でしょうか。	引揚について、その認識で問題ございません。 エレベーターおよび台車は使用可能です。
21	機器仕様書②アプリケーションおよび③ライセンスは無償譲渡との条件ですが、リース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用許諾されたものを草津市様に再許諾する形となります。従って、リース期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱することになるため、必要に応じて草津市様からソフトウェア会社に使用権許諾についての手続きが行われる認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
22	本件は入替でしょうか。入替であれば既存機器の使用年数を教えてください。	本件は入替え案件となります。使用見込み年数、既存物件の使用年数ともに5年となります。
23	昨今の世界情勢等の理由により、リース開始日までに物件が納品できなかった場合、草津市様と売主様との間で協議し、リース会社は納品遅延に対する責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とは双方協議の上処理するものとする。
24	期間満了後、落札者による引き取り前の物件について、草津市様で離線取り外しを行っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
25	上記について離線取り外しを行っていただける場合、取り外し後の物件を一ヶ所にまとめていただけますでしょうか。	取り外し後の物件を一ヶ所にまとめて対応いたします。
26	期間満了後、撤去前の機器の保管場所が2階以上の場合、エレベーターの使用は可能でしょうか。	可能です。
27	(別紙)機器仕様書に、②アプリケーション、③ライセンスはリース期間満了後、草津市様へ無償譲渡すると記載がありますが、ソフトウェアについてはリース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用権許諾されたものを草津市様に再許諾する形となります。したがって、リース期間満了後リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱することとなるため、草津市様からソフトウェア会社様へ使用権許諾についての手続きをされることとし、当該ソフトウェアに関してリース会社は一切責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
28	MDM(パソコン・モバイル端末等の情報端末をクラウドサービスを通じて一元的に管理・設定・運用するシステム)やパスワードの設定を行っている場合について、リース期間満了日前に契約が終了または解除された場合及びリース期間満了後、草津市様の責任と費用負担において解除を実施し、当該データが漏洩したとしてもリース会社は責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
29	リース物件のご使用範囲は屋内に限るとし、屋外への持ち運び及び使用はしないとの認識でよろしいでしょうか。	屋内での使用が主となりますが、業務の都合上(イベントや屋外での事業、研修等)、一時的に屋外や外部会場へ持ち出して使用するケースも想定されます。

	質疑事項	回答
30	長期継続契約とございますが、予算減額等の理由により契約が解除された場合、未経過リース料相当額をリース会社にお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
31	事前に契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
32	期間満了後、端末は引取になる認識でお間違いないでしょうか。また機器引取りの際には、離線等され1ヶ所にまとまった状態からの引取りという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
33	事前に契約書案をご提示していただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
34	リース仕様書No.7リース金額の支払い方法「各月払い(60回)」と記載されていることについて、賃貸借料は、受注者より毎月当該月分の請求書を翌月初旬に発行し、貴市にて請求書受理後30日以内のお支払いということでしょうか。	契約書(案)第2条に基づき対応いたします。 (賃料等の支払い) 第2条 賃貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額(以下「賃料等」という。)の月額を翌月に請求し、賃借人は、賃貸人から提出された適法な支払請求書を受理した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。
35	リース仕様書No.8 その他「期間満了後の引取りに際して、ストレージ内の情報は当市で初期化するので、個人情報の漏洩防止作業等に係る費用は不要である。」と記載されていることについて、受注者からデータ消去作業報告書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
36	機器仕様書 留意事項に「上記②アプリケーション、③ライセンスはリース期間終了後、草津市へ無償譲渡するものとする」の記載について、ソフトウェア使用権はリース会社の所有物ではないため、無償譲渡することはできません。ソフトウェアの継続利用に必要な手続きについては、貴市のご負担でソフトウェア使用権設定業者等との手続きを取っていただくという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
37	【価格変動・数量変更について】 半導体その他主要部材の著しい価格高騰、メーカーによる出荷価格改定、為替変動、物流費高騰等、受注者の責めに帰すことができない事情により、契約締結後に契約金額の維持が著しく困難となった場合、合理的な資料を提出したうえで、契約金額、仕様内容、リース期間、保守範囲または納入数量の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。 また、予算上、契約金額の増額が困難な場合には、契約金額を維持したまま、納入数量の減少、対象機器・付属品の一部変更、保守内容の見直し等により調整することは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。
38	【納期遅延・分納・数量調整について】 半導体その他主要部材の供給不足、メーカーの出荷遅延、物流遅延、生産終了、型番変更その他受注者の責めに帰すことができない事情により、仕様書記載の納入期限までに全数量を納入することが困難となった場合、速やかな通知および合理的資料の提出を前提として、納期変更、分納、段階的納入、納入数量の一部変更、または代替品納入等について協議することは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

	質疑事項	回答
39	【代替品・後継機種について】 メーカー都合による供給遅延、生産終了、型番変更、仕様変更、部材変更等が生じた場合、仕様書記載の性能要件を満たす同等品、後継機種または代替構成部品を、発注者の承認を得たうえで納入することは可能でしょうか。 また、代替品の採用により、当初仕様と一部相違が生じる場合であっても、発注者の使用目的および必要性能を満たす場合には、仕様変更として協議することは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
40	【メーカー・サプライヤー側のキャンセル、供給停止等について】 メーカー、販売代理店、サプライヤーその他調達先の事情により、受注者が発注済みまたは発注予定の製品について、受注取消し、出荷停止、供給停止、出荷数量の削減、納期未定化、長期出荷遅延、生産終了、またはメーカー都合による発注キャンセル等が発生した場合、受注者の責めに帰すことができない事由として、納期変更、分納、代替品納入、仕様変更、数量変更または契約条件の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
41	【契約不履行責任・違約金等について】 上記のような半導体その他主要部材の供給不足、メーカー・サプライヤー側の出荷停止、供給停止、受注取消し、メーカー都合による発注キャンセル等、受注者の責めに帰すことができない事情により、当初契約どおりの納入が困難となった場合、受注者が速やかに通知し、代替品提案、分納提案、数量調整その他合理的な対応を行うことを前提として、納期遅延に伴う違約金、損害賠償、指名停止その他の不利益措置の対象外とすることについて協議は可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
42	【契約解除・一部解除について】 メーカー・サプライヤー側の受注取消し、供給停止、生産終了、長期納期未定化その他受注者の責めに帰すことができない事情により、代替品の調達、分納、数量変更、仕様変更等を検討してもなお契約の全部または一部の履行が困難となった場合、契約の全部または一部解除、納入対象の一部除外、または未納入部分に関する契約条件の見直しについて協議することは可能でしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
43	入札書の上段に記載する「入札金額」は「月額賃貸借料(税込)×1か月」を記載し、「内訳」は「月額賃貸借料(税込)」及び「月額賃貸借料(税込)×1か月」をそれぞれ記載する認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 なお、「入札金額」、「月額賃貸借料金」、「月額賃貸借料金×1か月」は同金額となります。
44	郵便にて入札書を提出し、開札に立ち会わない場合はどのように落札結果が通知されますでしょうか。	本案件は郵便入札となります。 入札結果については、市HPで公表します。 市HP掲載場所:トップページ→くらし・手続き→産業・ビジネス→入札・契約→入札結果 ※掲載までに数日かかる場合があります。落札者には、開札後に別途電話にて連絡させていただきます。
45	予算の減額や中途解約により受注者側に損害が生じた場合、損害額をお支払いいただくことは可能でしょうか。	契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

	質疑事項	回答
46	賃貸借料は当月分翌月末日払いの認識で問題ないでしょうか。	契約書(案)第2条に基づき対応いたします。 (賃料等の支払い) 第2条 賃貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額(以下「賃料等」という。)の月額を翌月に請求し、賃借人は、賃貸人から提出された適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。
47	受注者から売主への支払条件はどのようになりますでしょうか。	リース開始月の翌月末営業日まで振込となります。
48	契約書(案)を事前にご提示いただくことは可能でしょうか。	契約書(案)を添付します。
49	本件調達については貴市にて売主の指定がございましたが、本件落札業者の責めによらない納期遅延が生じた場合、落札業者は納品遅延に対する責任を負わず、違約金の請求や入札参加資格停止措置等には至らないという認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。
50	動産保険の付保は「任意」となりますが、PCを含め保険を付保しない条件で応札しても問題ないでしょうか。その場合、PCの修理費用等は草津市側で全額ご負担いただける認識でよろしいでしょうか。また、PCについては任意で付保し、ソフトウェアのみ動産総合保険の対象から除いてもよろしいでしょうか。	動産保険の加入については任意となりますので、応札について問題ありません。 修理費用について、その認識で問題ございません。 ソフトウェアのみ動産総合保険の対象から除くことも問題ありません。
51	受注者側に保守義務はない認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
52	物件設置場所の住所をご教示いただけますでしょうか。	〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13-30
53	導入予定のPC(ThinkPad L13 Gen 6 (13.3型 AMD))のCPUのスペックについて、メーカーのサイトで確認したところ、以下の3つ記載がありました。今回導入予定のPCのスペックをご教示頂けますでしょうか。 AMD Ryzen™ 7 PRO 250 AMD Ryzen™ 5 PRO 215 AMD Ryzen™ 3 PRO 210	AMD Ryzen™ 5 PRO 215 となります。
54	リース資産の固定資産税については、原則はリース会社が納税義務者となりますが、無償譲渡の所有権移転ファイナンスリースの場合は、実質的な所有権が賃借人にあるとみなされ、賃借人が納税義務者となるという認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。
55	契約書案をご掲示していただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
56	入札書の金額欄の頭に¥マーク等の記号は不要という認識でよろしいでしょうか。	「¥」マークの記載については、任意とさせていただきます。 ※記載がなくても、問題ございません。
57	昨今の世界情勢の影響等により、賃貸借開始日までに物件が納品できなかった場合、草津市様と売主様の間で協議し、リース会社は納品遅延に対する責任を負わないとの認識でよろしいでしょうか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。
58	外的要因(自然災害、落とした、ぶつけた、水こぼし)によって故障した場合は、貴市負担にて修理される認識でよろしいでしょうか。	その認識で問題ございません。

賃貸借契約書（案）

契約番号	第 2 4 号
品名 仕様および数量	品名：ノートパソコン等一式（賃貸借） 仕様：仕様書のとおり 数量：一式
契約金額	月額 円 注：上記の金額には取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。
納品期限	令和 9 年 1 月 2 9 日
契約期間	契約締結日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで （地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）
リース期間	令和 9 年 3 月 1 日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日まで
設置場所	草津市役所総合政策部経営戦略課
契約保証金	免除

上記の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により賃貸借契約を締結する。

第 7 条については適用しない。

この契約を証するため、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市長職務代理者
草津市副市長 辻 川 明 宏

賃貸人

(総則)

第1条 賃貸人は、その所有する頭書に定める物品（以下「物品」という。）を頭書に定める内容により賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

2 賃貸人は、この契約書または頭書に明記されていない事項であっても、本件業務の性質上当然必要なものは、賃借人の指示に従い、賃貸人の負担でこれを処理しなければならない。

(賃料等の支払い)

第2条 賃貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額（以下「賃料等」という。）の月額を翌月に請求し、賃借人は、賃貸人から提出された適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。

なお、使用開始日および使用終了日が月の途中である場合は、次式により算出した金額とする。

月額料金（契約金額）×その月の使用日数÷暦日数（円未満切り捨て）

(債権の譲渡)

第3条 賃貸人は、この契約に基づいて賃借人の使用中の装置に債権その他の担保権を設定してはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継してはならない。ただし特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託または下請の禁止)

第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(所有権の表示)

第6条 賃貸人は、装置に自己の所有物である旨および管理責任者の表示をすることができる。

(保険)

第7条 賃貸人は、装置につき賃貸借期間中継続して、賃貸人を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じた場合は、直ちに通知しなければならない。

3 賃借人は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(装置の使用管理)

第8条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を表記設置場所以外に移転してはならない。

2 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理しなければならない。

3 賃貸人は、賃借人の故意または重大な過失によって装置の機能が低下し、または損傷したことによって損害を被った場合は、賃借人と賃貸人が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、賃借人に対してその賠償を請求することができる。

4 賃借人は、装置を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 賃貸人は、本件業務を遂行する上で、事故等の発生により、本件業務の履行に支障を生じ、または生じるおそれがあると認める場合は、速やかにその事由を付して賃借人に報告しなければならない。

2 賃貸人は、前項の事故等が発生した場合は、即時に原因究明の調査および回復作業を行い、その状況を適時賃借人に報告しなければならない。

3 賃貸人は、前項の回復作業を行う場合は、賃借人の業務、事務等に支障のない方法を講じなければならない。この場合に必要な費用は、賃貸人の負担とする。ただし、事故等の原因が賃借人の責に帰すべき場合は、この限りでない。

(立入権および秘密保持)

第10条 賃貸人は、本件業務の遂行のため装置の据付場所に立入ることができる。

2 賃貸人は、前項の立入に際して得た業務上の秘密を、いかなる理由があっても第三者に漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、この契約の終了または解除後であっても有効に存続する。

(物品の現状変更)

第11条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品に他の物品を付着させまたは改造、模様替え、性能、機能、品質を変更させてはならない。

(物品の定着)

第12条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を不動産に定着させてはならない。

2 賃借人は、前項の承諾を得る際に、不動産の所有者等から、物品を不動産に附合させない旨の承諾書または証明書を、賃貸人の承諾を得るための書面に添付するものとする。

(危険負担)

第13条 装置の返還までに生じた装置の滅失および毀損についてのすべての危険は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗または磨耗はこの限りでない。

2 賃借人は、装置が毀損したときは、賃貸人の選択にしたがい、自己の費用で次の各号に定めるとおりにしなければならない。

(1) 装置を完全な状態に復元または修理すること

(2) 装置と同等な状態または性能の同種物品と取替えること

3 装置が滅失（修理不能または所有権の侵害を含む。）したときには、賃借人は、賃貸人と協議して定める規定損害金額を賃貸人に支払うものとする。

(変更の契約)

第14条 賃借人は、必要がある場合は、この契約の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合賃借人は、事前に書面をもって賃貸人に通知するものとする。

2 前項において、この契約の内容を変更する必要がある場合は、賃借人、賃貸人双方協議の上書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第15条 賃借人または賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合は、催告をしないでいつでもこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 賃借人または賃貸人が、契約上の義務を履行しない場合、または履行する見込みがないと認められた場合。

(2) 賃借人が、この契約に違反した場合。

(3) この契約に違反し、賃借人が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、賃貸人がその違反を是正しないとき。

(4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第16条 賃借人は、前条により契約が解除された場合は、賃貸人に対して賃料等の100分の10に相当する金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を違約金として請求することができる。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。また、違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げない。

2 賃貸人は、この契約により賃借人に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で算出した金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を延滞金として、併せて賃借人に納付しなければならない。

（損害賠償責任）

第17条 賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合には、直ちにその損害を賃借人に賠償しなければならない。

（1）賃貸人がこの契約に違反し、賃借人に損害を与えた場合。

（2）第15条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人が賃借人に損害を与えた場合

（損害賠償）

第18条 賃借人または賃貸人は、本件業務の遂行に伴い故意もしくは過失によって損害が生じた場合は、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（損害のために必要となる経費の負担）

第19条 本件業務に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要となる経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃貸人の責に帰すべきものでない場合は、この限りでない。

（債権債務の相殺）

第20条 賃借人は、この契約に基づき賃貸人から賃借人に支払うべき債務が生じた場合は、賃貸人が賃借人に対して有する賃料等請求権およびその他の債権と相殺し、なお、不足がある場合賃貸人はその不足額について、賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しなければならない。

（談合行為等に対する措置）

第21条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場合は支払金額）の10分の1に相当する額を、賠償金として、賃借人に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

（1）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項（法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項（同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が確定したとき。

（3）この契約に係る入札に関して、賃貸人（賃貸人が法人である場合にあつては、その役員または代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

（4）その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前3号の規定による違法な行為をしたことが

明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(翌年度以降の契約)

第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約書に定めのない事項については、法令（草津市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

(契約履行の原則)

第25条 賃借人および賃貸人は、この契約を忠実に履行しなければならない。